

亀山市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおりコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により交付する証明書等に係る手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

住民票の写し、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書の交付手数料の収納事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 東京都千代田区一番町25番地

名称 地方公共団体情報システム機構

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 収納事務を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで